



厚生労働省発年0904第5号
令和5年9月4日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公 印 省 略)

諮問書

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第36条第1項及び第52条第2号の規定に基づき、日本年金機構の令和4年度の業務実績に関する評価について諮問する。